

# 事務所通信

2015年12月号 No.126



(Merry Christmas! / イチコ洋菓子店様ウィンドウ)

## CONTENTS

- |                     |                |       |
|---------------------|----------------|-------|
| ● 所長コメント            | ● クリスマスツリー     | P4    |
| … 活きた事業計画書をつくる3つの視点 | ● 年末調整Q&A      | P1 P5 |
| ● 扶養控除等を受けるための注意点   | ● お知らせ おもしろ雑学  | P2 P6 |
| ● 国民年金・厚生年金         | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P3 P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 『活きた事業計画書をつくる3つの視点』

事業計画書は戦略の設計図です。そこには経営者の「意志」がなくてはなりません。あるいは、目標に確実に辿り着く具体的な道筋が描かれてなくてはなりません。中小企業の経営環境は暗い。暗いだけに、先を照らす懐中電灯が必要です。未来を照らす事業計画をつくるための3つの視点を考えます。

### 1. 社会性～顧客の視点

まずは会社の軸をしっかりと定めましょう。「わが社の存在価値」は何か？事業計画は数字の羅列であってはなりません。数字は手段。その先の「生きる目的」がなければ、計画は無機質です。わが社は誰にどんな価値を提供する会社なのか？

スターバックスはコーヒーを通じて「サードプレイス（第3の場所）」を提供する。そのコンセプトはライバル他社と一線を画した価値を生み、従業員も生き活きと働き、顧客から愛され、社員からも愛される会社になろう。

### 2. 戦略性～経営者の視点

社員がやる気になるために、計画はチャレンジングでなければなりません。先行きが見えない経営環境にあっては、現状の延長線上で考えると現状維持が精一杯です。そこからは小手先の対策しか出てきません。

まず、「あるべき姿」を描き、それから逆算して何をすべきか考える。現状とのギャップが戦略テーマであり、そこに抜本改革の知恵が眠っているのです。ユニクロを経営するファーストリテイリングは5兆円企業を目指しています。戦略経営の極みと言えましょう。

### 3. 蓋然性～金融機関の視点

どんなに崇高なコンセプトを掲げても、いかにチャレンジングな戦略を描いても、「画に描いた餅」では意味がありません。金融機関の視点で確実な策を講じることも重要。売上アップは「相手ある」話なので、蓋然性は低いです。社内でできるコストダウンの着眼が必要です。コストダウンは変動費と固定費の両面から見る。変動費は商流に、固定費は組織に目を向ける。ここでも「あるべき姿」から捉えることで、ムダが見えます。

ムダが見えたら抜本改革する。坂本龍馬の如く、会社を「洗濯」しましょう。



# 配偶者控除・扶養控除を受けるための注意点

よく年収103万円以内に抑えないと配偶者の扶養にならないと聞きますが皆さんどんな仕組みかご存知ですか？今回は年末調整も近いので配偶者控除・扶養控除をご説明いたします。

## 1. 配偶者控除を受けるには、パート収入103万円の他に一時所得にも注意が必要です。

### (1) 妻の年収が103万円以下の場合

よく「103万円の壁」といわれるように通常、妻の年収がパート収入（給与収入）のみで他に収入がない場合、給与収入103万円以下であれば、夫は自身の所得から配偶者控除（所得控除38万円）を受けることができます。また、妻の収入にも所得税はかかりません。※非課税とされる通勤交通費については収入に含まれません。

### (2) 妻の年収が103万円を超えた場合

妻のパート収入が103万円を超えてしまうと、夫は配偶者控除を受けられなくなり、妻本人の収入にも所得税がかかります。ただし、妻のパート収入が141万円未満であり配偶者等の一定要件を満たしていれば夫は配偶者特別控除を受けることができます。

また、妻の収入が130万円以上になると、夫の社会保険の扶養家族（被扶養者）からもはずれてしまいます。

### (3) 103万円以下でもその他収入に注意

パート収入（給与所得）は103万円以下であっても、その年に生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの収入（一時所得）等があるとき、扶養要件である年の合計所得38万円の要件を超えてしまい扶養から外れる場合がありますので注意して下さい。

## 2. 父母等の扶養控除を受けるには、公的年金収入等に注意して下さい。

父母・祖父母についても、一定の条件のもとで扶養控除を受けることができます。

しかし、60歳以上の父母がいる場合通常は公的年金収入をもらっている事が多く扶養になるかならないかの判断に迷うことがあります。

公的年金収入は、雑所得として計算され公的年金収入のみの方の場合、下記の収入を超えていなければ扶養になります。

(公的年金収入のみの場合の扶養判定)

年 齢	①公的年金収入	②公的年金等控除額	合計所得金額 (①-②)
満65歳以上	158万円以下	120万円	38万円
満65歳未満	108万円以下	70万円	38万円

## 3. 子供のアルバイト収入の金額をきちんと確認する。

16歳以上の子供がいる場合、扶養控除を受けることができます。子供にアルバイト収入がある場合でも、妻のパート収入と同様に、年収103万円以下（合計所得38万円以下）であれば扶養控除が受けられますので、子供の収入をしっかり把握しましょう！！